

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理処分取消の専決処理について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いいたします。
岩本会長	ただいまから、令和 6 年第 5 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席 1 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員さんの指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、6 番、梶原委員さん、7 番、山田委員さんをお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、ここから座って説明をさせていただきます。 議案書は 3 ページ及び 4 ページになります。 番号 32 番、農地の所在は、永原字下中組、登記地目は田及び宅地で、面積は、4 筆の 2, 255.47 平方メートルで、利用目的は畑です。 期間は、公告日から令和 11 年 3 月 31 日までの、賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号 34 番、農地の所在は、浅原字東ヶ迫及び西ヶ迫、登記地目は田で、面積は、3 筆の 2, 507 平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和 12 年 3 月 31 日までの、使用貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号 35 番から 37 番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号 35 番、36 番、37 番、農地の所在は、友田字清水、

	<p>登記地目は田で、面積は、7筆の1, 636平方メートルで、利用目的は畑です。</p> <p>期間は、公告日から令和11年12月31日までの、使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>32番につきまして、三田委員さん、お願いします。</p>
三田推進委員	<p>推進委員の三田です。32番について説明をいたします。県道30号線友和小学校がありますが、そこの近くのスパークの信号機から県道42号線を玖島方面に向かっていき、最初の橋を渡りまして約100メートルぐらい進んで右に入ったところでございます。非常に日当たりの良い場所であります。4月18日に事務局と河井委員、小西委員と私の計4名で現場確認を行っております。〇〇さん所有の農地4筆ですが2, 255平米を〇〇が借りてさつまいもを作付するものであります。非常に良いことと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。34番について古川委員さんお願いいたします。</p>
9番委員	<p>9番の古川でございます。34番の報告をいたします。4月15日に安井推進委員と事務局にて現地の確認を行いました。現地につきましては、谷間の集落に棚田上の整備田ですけどもこれが連なるような中山間地特有の農地でございまして、耕作不利地ということでございます。高齢のため耕作ができなくなった〇〇さんから隣地にお住まいの〇〇さんが借りて耕作されるということになったものでございます。何ら問題なく確認時につきましても、田植の準備の荒越し等も済ませておられまして、準備をされているという状況にございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは35番、36番、37番について小西委員さんお願いします。</p>
小西推進委員	<p>推進委員の小西です。35番、36番、37番の農地利用権貸借について説明をいたします。4月18日に河井委員、事務</p>

	<p>局と3人で現地確認をいたしました。場所は友田の乙丸という地区になります。まず35番の説明をいたします。利用権を移転する〇〇さんは高齢のため耕作が困難のため、〇〇さんが利用権の設定を受けることになりました。〇〇さんと〇〇さんは〇〇で数年前から〇〇さんが耕作をしており、別に問題がないと思われます。続いて36番の説明をいたします。場所は35番と同じく友田の乙丸という地区です。利用権を移転する〇〇さんですが、もともと〇〇さんのお母様が耕作をしていたのですが、こちらも高齢のため耕作が困難で〇〇さんへ利用権の設定を受けることとなりました。畑は〇〇さんの自宅の隣でもあり、既に野菜を植える準備をされており、別に問題はないと思われます。続いて37番の説明をいたします。こちらも同じく友田乙丸という地区です。利用権を移転する〇〇さんですが、以前は〇〇さんのお父様が耕作しておられましたが高齢のため耕作困難のため今回〇〇さんへの利用権の設定を受けることとなりました。こちらの畑も数年前から既にイチジク、カキ、野菜などの栽培がされており、何も問題はないと思われます。いずれの3件とも四季折々の作物をつくっておられ、何ら問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それではこの5件につきまして、ご質問等がありましたらお願ひいたします。ございませんか。 意見がないようですので、お諮りします。 議案第19号について、承認することに異議はございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第19号について承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は6ページから8ページになります。 番号73番と74番は関連案件となります。番号73番、農地の所在は、上平良字末森、登記地目は田で、面積は、1筆の700平方メートルの申請です。また、番号74番、農地の所在は、同じく上平良字末森、登記地目は田及び畑で、面積は、1筆の518平方メートルの申請です。 番号73番、74番とも、権利の移転理由は、譲渡人は後継者に生前贈与するため、譲受人は生前贈与を受けるため、無</p>

償の所有権移転です。

次に番号78番、農地の所在は、原字長野、登記地目は田で、面積は、1筆の152平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難、譲受人は管理している自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。

次に番号90番、農地の所在は、吉和字石原新橋、登記地目は田で、面積は、1筆の1,292平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は経営規模縮小、譲受人は地区の水稻耕作維持のためで、有償の所有権移転です。

次に番号97番、農地の所在は、吉和字八幡原、登記地目は田で、面積は、1筆の2,266平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。

次に番号114番、農地の所在は、浅原字枇杷ヶ原、登記地目は畑で、面積は、1筆の394平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。

次に番号115番、農地の所在は、宮内字野稻原及び宮内字渡果、登記地目は田及び畑で、面積は、2筆の627平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難、譲受人は自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。

次に番号116番、農地の所在は、上平良字郡塚、登記地目は田で、面積は、1筆の36平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は自宅に近く便利であるためで、無償の所有権移転です。

次に番号117番、農地の所在は、吉和字神田、登記地目は田で、面積は2筆の1,440平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。

いずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。

73番、74番について、是佐委員さんお願いいたします。

4番委員

4番の是佐です。4月11日に登推進委員、事務局、私で調査いたしました。73番、74番は関連がありますので一緒に伝えます。〇〇さんは高齢のため、〇〇さんは〇〇にあたるの

	<p>ですけども、この方に生前贈与するという事で申請されたようです。よくこの農業を手伝われる方で何の問題もないかと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。78番について、中谷委員さんお願ひいたします。</p>
<p>11番委員</p>	<p>11番の中谷です。78番の説明をいたします。所在地は、原字長野です。〇〇を少し下った場所にあり、土地は152平方メートルです。3月15日に岡村委員と私、事務局2名で調査に行かせていただきました。譲渡人は、〇〇さんで原に在住です。家から現地まで遠いと言われ耕作が困難とのこと。また、譲受人の〇〇さんは、廿日市の住吉に住んでおられますが、原の実家を相続されていて土地の管理をするため、毎日のようにご夫婦で車で来られ、田畑をされています。譲り受ける土地も実家の近くにあるので耕作に便利と言われています。何の問題もないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。90番、97番について岡職務代理お願ひいたします。</p>
<p>岡職務代理</p>	<p>13番の岡です。90番、97番、117を続けて言ひます。90番の〇〇さんから〇〇さんへの移転ですが、〇〇さんご夫婦と確か赤ちゃんと越してこられて、畑や田んぼをしたいと言われてとても良い話だと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。97番、〇〇さんから〇〇さんへの移転ですけども、〇〇さんは〇〇をされています、田畑を少しづつ手放されているみたい。〇〇さんは〇〇栽培をされている〇〇さんです。こちら何ら問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。8ページ117番です。これも〇〇さんから〇〇さんへの移転ですけれども、〇〇さんは吉和で〇〇栽培をされています。こちら何ら問題はないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それでは114番について、古川委員さんお願ひいたします。</p>
<p>9番委員</p>	<p>9番の古川でございます。114番についてご報告いたします。</p> <p>4月15日に安井推進委員と事務局とで現地の確認を行っております。現地につきましては、住宅などは一切ない整備田が広がる地域ですけども、このたび高齢のため耕作ができなくなった〇〇さんから、この辺り一帯を耕作されている親戚にあたるらしい〇〇さんに所有権を移転し、〇〇さんは経営規模の拡</p>

	<p>大というようなことで話が整ったということです。何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
14番委員	<p>115番について、私、岩本がご説明をいたします。4月19日中山委員、事務局と現地確認をいたしました。場所は明石の元のが高原入口の近くでございます。登記は2筆ありまして、1つは梅と柚子が植えてありました。きれいに草刈りもされておりました。それともう一つの土地がきれいに耕作をされて、畝がつくってありまして、もう既にマルチがかけられておりました。現地から考えてみますと譲受人の自宅に肥料とかそういった資材が置いてありましたので、今現在も譲受人が耕作しているのではないかと思われました。そこもきれいに整地されておりましたので、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。116番について、是佐委員さんお願いいたします。</p>
4番委員	<p>4番是佐です。116番について説明します。4月22日登推進委員、事務局、私で調査を行いました。〇〇さんは労力不足のため親戚である〇〇さんに譲られたということをお聞きしておりますが、場所は元平良小学校の裏辺りになります。運動場の裏辺りになりまして、小さいところですがけれども〇〇さんが作られるということで何ら問題はなかろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それではこの9件につきまして、ご質問等があればお願いします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第20号について、許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第20号について許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第21号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p>

	<p>議案書は、9ページになります。</p> <p>番号96番、農地の所在は、津田字道秀原、登記地目は田で、面積は、3筆の487平方メートルの申請です。転用理由は、住宅の敷地として利用するための申請ですが、前の所有者が農地転用の手続を行わず住宅の敷地として利用していたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>以上で、議案第21号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>96番について、松井委員さん、お願いします。</p>
松井推進委員	<p>推進委員の松井です。議案第21号、番号96について説明をいたします。現地確認ですが4月19日に市の職員及び農業委員さんと私推進委員の計3名で確認をしております。場所ですが、佐伯支所から東方約1キロ付近の〇〇があります。その途中で3筆で面積は言われましたように487平方メートルです。申請内容ですが、さっきの申請場所3筆を住宅地として利用するため農地を第4条第1項の申請されたもののようにございます。現状ですが、言われたように既に住宅が存在しており、農地を宅地に地目変更する登記整理をされたものと思われる。言われましたように顛末書の提出もされております。現況は特に変わるものでなく、周辺農地への全く考えられません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これについて、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第21号について、許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第21号について許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案としますが、番号111番及び119番については、議席番号2番の木浦委員さんが関係する案件のため、番号111番及び119番を先に審議をいたします。議席番号2番の木浦委員さんご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員退席＝</p>

議長

それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、番号111番及び119番について、説明させていただきます。

議案書10ページ及び11ページになります。

番号111番、農地の所在は、友田字氏森の第2種農地で、登記地目は田で、面積は、1筆の328平方メートルの申請です。転用理由は、グループホーム建設用地として利用するための申請ですが、前の所有者が農地転用の手続を行わず一部を進入路として利用していたもので、顛末書が提出されております。

次に番号119番、農地の所在は、友田字乙丸の第2種農地で、登記地目は田で、面積は、1筆の452平方メートルの申請です。転用理由は、進入路、駐車場及び庭として利用するための申請ですが、前の所有者が農地転用の手続を行わず進入路として利用していたもので、顛末書が提出されております。

いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

以上で、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、番号111番及び119番についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

111番、119番について、河井委員さんお願いします。

1番委員

1番の河井です。111番の農地法の第5条の有償の移転についての申請について説明をいたします。

4月18日小西委員、事務局1名と3人で現地確認をしております。友和の友田地区になるのですが、〇〇があります。この横と奥側の農地328平米が申請の農地になります。〇〇さんが、〇〇の平家、建築面積189.5平米に1棟を建てるものです。公共の下水道を利用し、雨水は近くの水路に流します。この農地の右手側に譲渡人の〇〇さんの遊休農地が2枚ありますがその他の農地はありませんので、この点は問題ないと思います。

また、平成14年の22年前になりますが、駐在所ができる時に申請農地と下の2枚の農地の進入路と水路が設置してあります。進入路には、アスファルトが舗装してあります。譲渡人のお父さん、〇〇さんですが、農業委員会に申請せずにやっておられますので顛末書があります。審議のほどよろしくお願いいたします。

	<p>続いて119番の農地法の第5条の有償の所有権移転の申請について説明をいたします。</p> <p>4月18日に小西委員、事務局1名の3人で現地確認をしております。申請の農地は友田乙丸地区の譲受人の〇〇さんの実家であり、〇〇というのがあるのですが、その事務所の前側になります。この農地の奥側に〇〇さんの自宅がありますが、現在この農地は犬小屋あるいはこいのぼりが2か所とか、ブルーコ1台他芝生が植えてあり、今回452メートルのうち125平米を進入路または駐車場にする使用予定です。周りには農地はありませんので問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。この2件につきまして、ご質問等ございましたらお願いをいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第22号についてのうち、番号111番、119番について許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第22号についてのうち、111番及び119番について許可することに決定をいたします。</p> <p>それでは、退席された木浦委員さんお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員復席＝</p>
<p>議長</p>	<p>それでは次に議案第22号についてのうち、番号95番、110番及び112番について審議をいたします。説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、番号95番、110及び112番について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は10ページ及び11ページになります。</p> <p>番号95番、農地の所在は、上平良字末森の第2種農地で、登記地目は田で、面積は、1筆の785平方メートルの内726平方メートルの申請です。</p> <p>転用理由は、近隣の鉄塔建設のための作業用地として利用するための申請で、一時転用となります。</p> <p>次に番号110番、農地の所在は、友田字尾ノ上の第2種農地で、登記地目は田で、面積は、1筆の1,135平方メートルの申請です。転用理由は、資材置場として利用するための申</p>

	<p>請です。</p> <p>次に番号112番、農地の所在は、宮内字西畑口の第2種農地で、登記地目は田で、面積は、1筆の3,187平方メートルの申請です。転用理由は、資材置場、小屋、倉庫として利用するための申請です。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>なお、番号112番については面積が3,000平方メートルを超えるため、この総会で承認されますと、許可証等の意見を付して、広島県農業会議の常設審議委員会に意見聴取の後、「異議なし」の回答を得て、許可することとなります。</p> <p>以上で、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、番号95番、110及び112番についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>95番について、是佐委員さんお願いします。</p>
4番委員	<p>4番の是佐です。4月11日に登推進委員と職員と私とで現地を調査いたしました。〇〇さんの田んぼですけれども、そこに鉄塔建設のための作業用地として貸し出されると聞いております。そこは農地と山しかありませんので、ほかに支障が出る場所は何もないと思いますので、よろしく審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。110番について河井委員お願いします。</p>
1番委員	<p>1番の河井です。110番の農地法の第5条の有償の所有権移転の申請について説明をいたします。4月18日小西委員、事務局1名と3人で現地確認をしております。申請の農地は、県道42号線を大竹・湯来線沿いにあり、近くには〇〇という〇〇があります。この農地の右側には地主の〇〇さんの自宅、奥にはグラウンドまた集会所があり、左側には竹やぶや山があります。この農地の左側に民家が一軒と遊休農地はありますが、申請の農地1,135平米も遊休農地であり、〇〇の〇〇を置く露天の資材置場として利用するためですが、周りには耕作している農地はありませんので問題はないと思います。以上です。</p>
14番委員	<p>はい、ありがとうございました。112番について、私岩本がご説明いたします。4月19日中山委員、事務局で現地調査をいたしました。場所は皆さんご存じと思いますが、〇〇がご</p>

	<p>ざいます。その南側のほうですぐ近くでございます。譲受人の〇〇さんは、建設業をされております。この土地に現状のまま資材置場として使われるということでございます。現地は遊休農地になっておりまして、草刈りもきれいにされておりました。そこを現状維持で使われるということです。我々が確認したところ1メートルぐらい下に隣接の農地があります。その農地の法面がところどころ崩れかけておりましたので、今後何か問題が起こってはいけないのではないかと思います、下の隣接農地の所有者の方の同意書をいただきました。もし何かあった時にはお互いに協議をして対応するという事で同意書ももらっております。ほかに周りに問題が起こるようなことはないと思われまので、審議のほど1つよろしく願いいたします。以上でございます。それではこの3件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p>はい、古川委員さん。</p>
<p>9 番委員</p>	<p>この22号に限ってではないのですが、例えば番号95については、一時転用での申請ですよね。一時転用の場合の期間終了というか、期日管理というのはどのようになっているのですか。期日が来たらしっかりそれを確認にいくとか、今まで委員していきまして期日が終わったからここ確認に行け等という事は今まではなかったわけで、どういうふうに管理されているのかなというのが、この事案に限ったことではございませんがお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>一時転用独自の受付簿を作っておりまして、更新をされる分は引き続き定期的に出てくると思いますが、完了したものは完了の書類が出てきますので、事務局のほうで確認に行っております。ご記憶にあるかと思うのですが、佐伯町河津原の〇〇の辺に資材置場みたいなのがあったのが、ずっと一時転用だったと思うのですが永久転用というそのままの転用になりましたので、あの様に途中で変わるものもありますし、一旦終わって大野でもあるのですが、仮置場みたいなところで農地に復元するというのは定期的に来ますし、農地パトロールとかでも今後は見ていただけたら助かると思います。原状復旧のレベルはあると思います。もう明らかに畑とか田んぼだったものが資材置場になって、またすぐに畑にはなっていないところもありますので、それは継続してやり直していただくような指導はしていこうとは思っています。このような状況です。</p>
<p>9 番委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>7 番委員</p>	<p>ごめんなさい、私もその現状についてお話聞こうと思っていたのですが、一時転用が完了したら何か届けが出るのですか。</p>

事務局	はい。
7 番委員	届けが出て、事務局が見に行くわけですね。
事務局	はい。
7 番委員	我々委員が見に行くことはないわけですか。
事務局	先ほども言ったのですが、農地パトロールの時に見て頂くようにもしようかと思えます。この様なケースは毎月出るようなものではないのですが、たまに出ますので。
7 番委員	たまに出るね、今 2 つ出た。
事務局	はい。
7 番委員	あとでまた確認に行つてというような話は何もないし、どうなったかなと思って。
事務局	農地パトロールの時は見ていただけたらと思えますので、頭に入れておきます。
議長	ほかにはございませんか。 意見がないようですので、お諮りします。 議案第 2 2 号についてのうち、番号 9 5 番、1 1 0 番、1 1 2 番について許可することに異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 2 2 号についてのうち、9 5 番、1 1 0 番、1 1 2 番について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案 2 3 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第 2 3 号、非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は 1 2 ページ、1 3 ページになります。また、別途配布いたしました、現地確認写真の「議案第 2 3 号資料①」も合わせてご覧ください。 番号 8 2 番、農地の所在は、中道字貫兵及び中道字小住、登記地目は田で、面積は、4 筆の 3、1 9 9 平方メートルの申請です。 次に番号 9 3 番、農地の所在は、大野字八坂、登記地目は宅地及び山林で、面積は、2 筆の 1、7 3 5. 4 5 平方メートル

	<p>の申請です。</p> <p>次に番号94番、農地の所在は、河津原字下中山谷、登記地目は畑で、面積は、1筆の320平方メートルの申請です。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第23号、非農地証明交付申請について、説明を終わります。</p> <p>ご議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>82番について神鳥委員さん、お願いいたします。</p>
3番委員	<p>はい、3番の神鳥です。ご覧のように見たとおりにということになるのですが。皆さんの中で津和野街道を散策された方はおられませんか。廿日市から津和野城まで約200キロとすると、5分の2ぐらい進んだ地点の標高約600メートル。地図がないので難しいのですが、スパロ漢から2キロぐらい南のほうに入って行って、津和野街道の交差点に出ます。それを東の方向に約1.5キロぐらい山に登ります。標高が600ぐらいのところ、江戸時代の津和野街道で民家があって、旅する人が泊まる旅館とかがあったのではないかというような土地です。耕作をしていなかったのか放棄されたなのか、樹齢80年ぐらいはあるのかないかというような、私が抱きしめても手が届かないような太い杉が立っておりました。これを農地にかえずことは不可能と私は感じました。4月19日に田丸推進委員と事務局3名でこの現地を確認いたしました。山の中で古瀬ヶ原とか言って結構平地があって、以前は農耕されていたのですが何せ津和野街道旧道で車も行かないようなところで、農業するのはとてもではないが無理と私は現地確認をいたしました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。93番について、山田委員さんお願いします。</p>
7番委員	<p>はい、7番の山田です。4月15日に中田委員、それから事務局とで現地を確認しております。現地写真は2枚目ですが、申請地は何年も耕作はされておらず、雑木が茂って山林化しているという状況です。農地として耕作することは非常に難しいのではないかと思いますので、非農地扱いするのが良いので</p>

	<p>はないかと思えます。以上です、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。94番について、木浦委員さんお願いします。</p>
2番委員	<p>2番木浦です。94番について現地確認の報告をします。4月18日小西委員と事務局で現場を確認しました。ここは県道から100メートルくらい入ったところ。山に囲まれていて、谷みたいなところ。写真のとおり植林された木が生えて、平地が少し残って平地の程度が確認できるくらいで、本当に隣の山と同じような状態になっている様子です。写真のと通りの現地で、とても農地を実現するというのは無理だと思います。非農地証明を認めたいと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。それと現場が山のような状態になっていた、申請代理人にも現場に来てもらって現地に連れていってもらいました。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 この3件について、ご質問等があればお願いします。 はい、中山委員。</p>
中山推進委員	<p>93番ですが、登記簿が宅地と山林になっているのですけれど、それでも非農地証明が出るのですか。</p>
事務局	<p>農地法は現況主義ですので、現況が非農地取扱いでここへ台帳には載っているのでしょうか。ここの現況の山林というのは、私たちが手入力で入れています。ここは多分、畑とか田んぼとかが台帳上この現況のところに農地台帳上載っていると思います。それをわざわざ打ち換えています。うちの台帳にある以上は審議していただくようにしています。</p>
中山推進委員	<p>すいません、所有者の方が何かで使うというので非農地証明求められたということなのですか。</p>
事務局	<p>売買とかもろもろだと思いますけど。本人さんには課税の納付書が届くので該当が農地になっているというのが分かって申請されたのではないかなと思います。</p>
中山推進委員	<p>すみません、ありがとうございます。</p>
議長	<p>ほかにはございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第23号について、証明することに異議はございませんか。</p>

	<p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 2 3 号について証明することに決定をいたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告します。</p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は 1 4 ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和 6 年 3 月 1 1 日から令和 6 年 4 月 1 0 日までの間に受理した 2 件です。詳細の説明は、省略させていただきます。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>この件について、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、報告第 1 号を終わります。</p> <p>報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告します。</p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は 1 5 ページから 1 8 ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和 6 年 3 月 1 1 日から令和 6 年 4 月 1 0 日までの間に受理した 1 6 件です。詳細の説明は、省略させていただきます。</p> <p>番号 6 4 番については、報告第 3 号、番号 9 1 番の関連案件です。</p> <p>番号 7 9 番については、前所有者が農地転用の手続を行わず、既に宅地として利用していたため、顛末書が提出されています。</p> <p>番号 8 0 番については、前所有者が農地転用の手続を行わず、既に宅地として利用していたため、顛末書が提出されています。</p>

	<p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この件について、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号を終わります。</p> <p>報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告します。</p> <p>説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は19ページになります。</p> <p>番号91番は、報告第2号 番号64番の関連案件となります。取消事由については、農地転用届出書の提出が開発行為の手続と関係することによる取消しです。</p> <p>以上で報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>これについて、質疑等ありませんか。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。</p> <p>委員の皆様には慎重に御審議いただき、スムーズに進行ができました。誠にありがとうございました。</p> <p>次回の第6回農業委員会総会は6月7日金曜日、午前9時30分から、階会議室で行います。大変ありがとうございました。</p>

（閉会 午前11時00分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月7日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（6番委員）

廿日市市農業委員会委員（7番委員）
